

参 考 资 料

あいち健康福祉ビジョン 2020 策定経過

年 月 日	策 定 経 過
平成 27(2015)年	
7 月 28 日	第 1 回愛知県社会福祉審議会
7 月 31 日	第 1 回愛知県障害者施策審議会
8 月 17 日	あいち健康福祉ビジョン推進本部幹事会
8 月 21 日	第 1 回次期あいち健康福祉ビジョン策定検討委員会（ビジョン骨子案の検討）
10 月 28 日	第 1 回愛知県医療審議会
11 月 5 日	第 2 回愛知県障害者施策審議会
12 月 25 日	第 2 回次期あいち健康福祉ビジョン策定検討委員会（ビジョン素案の検討）
平成 28(2016)年	
1 月 16 日	
～	パブリック・コメント
2 月 14 日	
1 月 22 日	第 2 回愛知県社会福祉審議会
2 月 17 日	第 3 回次期あいち健康福祉ビジョン策定検討委員会（ビジョン案の検討）
2 月 19 日	第 3 回愛知県障害者施策審議会
3 月 22 日	健康福祉ビジョン推進本部（あいち健康福祉ビジョン 2020 の決定・公表）

次期あいち健康福祉ビジョン策定検討委員会開催要領

(目的)

第1条 少子高齢化が進行する中で、中長期的な観点から本県健康福祉の進むべき方向性を明らかにする次期あいち健康福祉ビジョン（以下「ビジョン」という。）の策定に当たり、その内容を検討するため、次期あいち健康福祉ビジョン策定検討委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、ビジョンの内容を検討し、県に助言等を行う。

(組織)

第3条 委員会の座長及び委員は、別表に掲げる者とする。

2 座長は委員会を統括し、委員会の進行にあたる。

(会議)

第4条 委員会は、愛知県健康福祉部長が招集する。

(委員会等の公開)

第5条 委員会は原則公開とする。ただし、愛知県情報公開条例（平成12年3月28日愛知県条例第19号）第7条に規定する不開示情報（以下「不開示情報」という。）が含まれる事項について議題とする場合又は会議を公開することにより当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合であって、委員会がその一部又は全部を公開しない旨の決定をしたときはこの限りでない。

2 会議録及び会議資料は原則公開とする。ただし、不開示情報が記録されている場合は、会議録及び会議資料のうちの当該部分は非公開とする。

3 会議録の内容については委員会の座長の確認を得るものとする。

4 会議録及び会議資料は5年間保存する。

(意見聴取)

第6条 委員会は、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の庶務は、愛知県健康福祉部医療福祉計画課が行う。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成27年7月1日から施行し、ビジョンの策定をもって廃止する。

(別表)

次期あいち健康福祉ビジョン策定検討委員会委員名簿

五十音順・敬称略

氏名	団体名等
◎ 大沢 勝	社会福祉法人愛知県社会福祉協議会 会長
大貫 徹	名古屋工業大学コミュニティ創成教育研究センター 副センター長
岡本 一美	NPO 法人地域福祉サポートちた 代表理事
後藤 澄江	日本福祉大学 教授
坂田 有紀	日本労働組合総連合会愛知県連合会 福祉政策局長
祖山 薫	一般社団法人中部経済連合会 産業振興部長
高橋 脩	社会福祉法人豊田市福祉事業団 理事長
田島 和雄	三重大学大学院医学系研究科 客員教授
田中 豊	名古屋商工会議所 企画振興部長
横井 隆	公益社団法人愛知県医師会 副会長
鷺見 幸彦	国立長寿医療研究センター 副院長

◎ 座長